

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【公開番号】特開2006-299258(P2006-299258A)

【公開日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2006-043

【出願番号】特願2006-103526(P2006-103526)

【国際特許分類】

C 08 L	23/10	(2006.01)
B 65 D	65/40	(2006.01)
C 08 L	23/26	(2006.01)
C 08 L	51/06	(2006.01)
B 32 B	27/32	(2006.01)
B 32 B	15/085	(2006.01)

【F I】

C 08 L	23/10	
B 65 D	65/40	D
C 08 L	23/26	
C 08 L	51/06	
B 32 B	27/32	1 0 1
B 32 B	15/08	1 0 3 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月9日(2007.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属層(1)と、バインダーの層(2)と、ポリプロピレンのホモポリマーまたはコポリマーの層(3)と、熱溶着に適した層(4)とをこの順番で有する多層構造物からなる包装材料において、

上記バインダーの層(2)は下記(1)と(2)：

(1)90~20重量%の相対密度が0.865~0.915のメタロセンポリエチレン(C1)と、10~80重量%のメタロセンでない相対密度が0.900~0.950であるLLDPEポリエチレンまたはポリプロピレンのホモポリマーまたはコポリマー(C2)との混合物(C1)+(C2)に不飽和カルボン酸またはその官能化誘導体が共グラフト化された混合物(C1)+(C2)：5~100重量%と、

(2)ポリエチレンのホモポリマーまたはコポリマーおよびエラストマーの中から選択されるポリエチレン(D)：95~0重量%と、

の混合物(A)の5~50重量%と、50~95重量%のポリプロピレンのホモポリマーまたはコポリマー(B)とから成り、

上記混合物(A)のグラフトされた不飽和カルボン酸の含有率は30~10<sup>5</sup>ppmであり且つメルトフローインデックス(MFI、ASTM D 1238、190 / 2.16kg)は0.1~30g / 10分であることを特徴とする包装材料。

【請求項2】

上記金属層(1)がAl、Fe、Cu、Sn、Ni、Ag、Cr、Auまたはこれらの金属を主成分として

少なくとも 1 種含む合金の層である請求項 1 に記載の包装材料。

【請求項 3】

上記の熱溶着に適した層(4)がエチレン / プロピレン / ブチレンターポリマー、エチレン / プロピレンコポリマーあるいはメタロセンPEまたはこれらの少なくとも 2 つを含む混合物から成る請求項 1 または 2 に記載の包装材料。

【請求項 4】

上記金属層(1)が接着剤を介して、印刷された 2 軸配向ポリプロピレン(BOPP)または 2 軸配向ポリエチレン(BOPET)の層に直接積層されている請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の包装材料。

【請求項 5】

金属層(1)と、バインダーの層(2)と、ポリプロピレンのホモポリマーまたはコポリマーの層(3)と、熱溶着に適した層(4)とをこの順番で有し、

上記バインダーの層(2)は下記(1)と(2) :

(1)90 ~ 20重量 % の相対密度が0.865 ~ 0.915のメタロセンポリエチレン(C1)と、10 ~ 80重量 % のメタロセンでない相対密度が0.900 ~ 0.950であるLLDPEポリエチレンまたはポリプロピレンのホモポリマーまたはコポリマー(C2)との混合物(C1) + (C2)に不飽和カルボン酸またはその官能化誘導体が共グラフト化された混合物(C1) + (C2) : 5 ~ 100重量 % と、

(2)ポリエチレンのホモポリマーまたはコポリマーおよびエラストマーの中から選択されるポリエチレン(D) : 95 ~ 0重量 % と、

の混合物(A)の5 ~ 50重量 % と、50 ~ 95重量 % のポリプロピレンのホモポリマーまたはコポリマー(B)とから成り、

上記混合物(A)のグラフトされた不飽和カルボン酸の含有率は $30 \sim 10^5 \text{ ppm}$ であり且つメルトフローインデックス(MFI、ASTM D 1238、190 / 2.16kg)は0.1 ~ 30g / 10分であることを特徴とする多層構造物の、包装材料での使用。

【請求項 6】

包装材料がフィルムである請求項 5 に記載の使用。